

多様な学びの場の構築に向けた包括連携協定

鎌倉市（以下「甲」という。）、一般財団法人ロートこどもみらい財団（以下「乙」という。）及び株式会社SPACE（以下「丙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が互いの知見・ノウハウを共有し、児童生徒自らが安心してながら自分の個性を見つめ、発見及び探究し続けられる環境を提供することを通じ、児童生徒の最善の利益のために行動することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意をもって、次に掲げる事項について連携し、協力する。

（1）児童生徒の多様な学びの機会の提供に関すること。

（2）児童生徒の学びの特性の把握・支援に関すること。

（3）前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が合意する事項に関すること。

2 前項各号に定める事項の具体的な内容及びその実施方法、費用負担、情報管理等については、甲、乙及び丙で協議の上、別途定めるものとする。

3 乙及び丙は、第1項各号に定める事項の一部を、甲との協議により乙又は丙の関係会社等に実施させることができるものとする。

（確認事項）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の締結が、甲が乙又は丙以外の者と連携し協力すること、並びに乙及び丙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和5年（2023年）3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙又は丙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の30日前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できる。

（守秘義務）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙で協議の上、定めるものとする。

（雑則）

第8条 甲、乙及び丙は、共働で事業を円滑に推進するため、共働事業の連絡調整に係る担当者又は部署を各自定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印又は署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年(2022年)10月20日

甲 神奈川県鎌倉市御成町12番18号鎌倉水道営業所2階
鎌倉市教育委員会
教育長 岩岡 寛人 （自署）

乙 東京都港区海岸一丁目2番20号汐留ビルディング20階
一般財団法人ロートこどもみらい財団
代表理事 荒木 健史 （自署）

丙 東京都世田谷区北沢一丁目19番15号K1ハウス302
株式会社SPACE
代表取締役 福本 理恵 （自署）